

ぐうっと！かこがわ奨学金返還支援補助金

主催	加古川市											
日時	令和3年1月4日（月） 申請期限											
内容	<p>中小企業等と大手企業の賃金格差の是正と、若者勤労者の市内定着及び転入の促進を目的として、加古川市内に居住し、かつ、中小企業等へ就職（正規雇用）された方が返還する奨学金の一部を補助します。</p> <p>今年度から市内事業所で勤務する場合の補助金を2分の1から10分の10に拡充しました。</p> <p>1 補助内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>令和3年3月1日 現在の勤務場所</th> <th>補助金額</th> <th>年間上限額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内</td> <td>10分の10</td> <td>24万円</td> <td rowspan="2">← 拡充</td> </tr> <tr> <td>市外</td> <td>2分の1</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 補助対象要件</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 大学等に進学し、在学中に独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種）の貸与を受けた方 (2) 月賦又は月賦・半年賦併用により奨学金の返還を遅延なく行っている方 (3) 平成元年4月2日以降に生まれた方 及び 前年度に当該補助金の交付を受けた方 (4) 令和3年1月1日現在において市内に住所を有し、かつ現に居住している方 (5) 平成30年4月1日から令和2年12月31日までの間に、中小企業等に正規雇用され、かつ、令和3年3月1日まで継続して雇用される方 (6) 過去において当該補助金を36箇月受けていない方 (7) 他の奨学金返還補助を受けていない方 (8) 暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有しない方 (9) 加古川市税を滞納していない方 <p>3 対象となる中小企業等</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人 (2) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の法人（資本又は出資を有しないものを含む。）及び個人並びに常時使用する従業員の数が300人以下の法人及び個人。 <p>※保険業法に規定する相互会社、国、公共法人等は対象外</p> <p>（ 令和元年度実施・制度拡充 ）</p>	令和3年3月1日 現在の勤務場所	補助金額	年間上限額		市内	10分の10	24万円	← 拡充	市外	2分の1	12万円
	令和3年3月1日 現在の勤務場所	補助金額	年間上限額									
市内	10分の10	24万円	← 拡充									
市外	2分の1	12万円										
対象（参加者）	補助対象要件を全て満たす方											
申込先・方法	産業振興課へ申請書を郵送											

加古川市内に居住し、中小企業等に正規雇用された方へ

返還する奨学金の一部を補助します!

令和2年度

ぐうっと!かこがわ

奨学金返還支援補助金

年間
最大 **24**
万円

令和3年3月1日 時点の勤務地	補助率	上限額
市内	10/10	年24万円 (月2万円)
市外	1/2	年12万円 (月1万円)

申請期限

令和3年1月4日(月)

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方



- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(第1・2種)を遅延なく返還している方
- 平成元年4月2日以降に生まれた方 又は前年度に当該補助金の交付を受けた方
- 令和3年1月1日時点で加古川市内に住所を有する方
※申請時点では加古川市民ではない方(令和3年1月1日までに市内に転入予定の方)も申請は可能です。
- 平成30年4月1日から令和2年12月31日までの間に、中小企業等(※)に正規雇用され、かつ、令和3年3月1日まで継続して雇用される方
※中小企業等とは、社会福祉法人、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は従業員が300人以下の法人、個人など。国、公共法人、その他国又は普通地方公共団体が資本金等の2分の1以上を出資している法人は対象外です。

★上記以外の要件もあります。詳しくは加古川市HPをご確認ください。

加古川市HP
はこちら

申請先

加古川市 産業振興課 労働政策係(加古川市役所 新館3階)
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地
電話:079-427-3074(直通) FAX:079-424-1373

QRコード



